

夜間を想定した避難訓練と 地域との関係づくりの重要性

平成25年3月16日

館石宗隆

(札幌市保健福祉局

認知症支援・介護保険担当部長)

認知症高齢者グループホーム火災
「やすらぎの里さくら館」



H18年 1月 8日 2:19

- ・長崎県大村市
- ・9名の入居者中7名死亡
- ・夜勤職員1名

認知症高齢者グループホーム火災
「みらい とんでん」



H22年 3月13日 2:25覚知

- ・北海道札幌市北区
- ・9名の入居者中7名死亡
- ・夜勤職員1名

札幌のグループホーム火災を受けた論調

- 経過措置期間中にも、防火設備の整備を急ぐべき
 - ・ 火災報知設備
 - ・ 消防機関への自動通報設備
 - ・ スプリンクラー
- 防災製品の使用を義務づけるべき
 - ・ カーテン、カーペット、シーツ、布団、...
- 居室への可燃物の持ち込みを禁止すべき
- 夜勤職員を(1ユニットでも)複数配置とするべき
- 万一の際には、地域の人たちの支援を受けられるよう、日頃からの関係づくりを重視すべき
- 重度の認知症ケアは設備の充実した大規模施設で行うべき

認知症ケアと防火対策をどう両立させるか

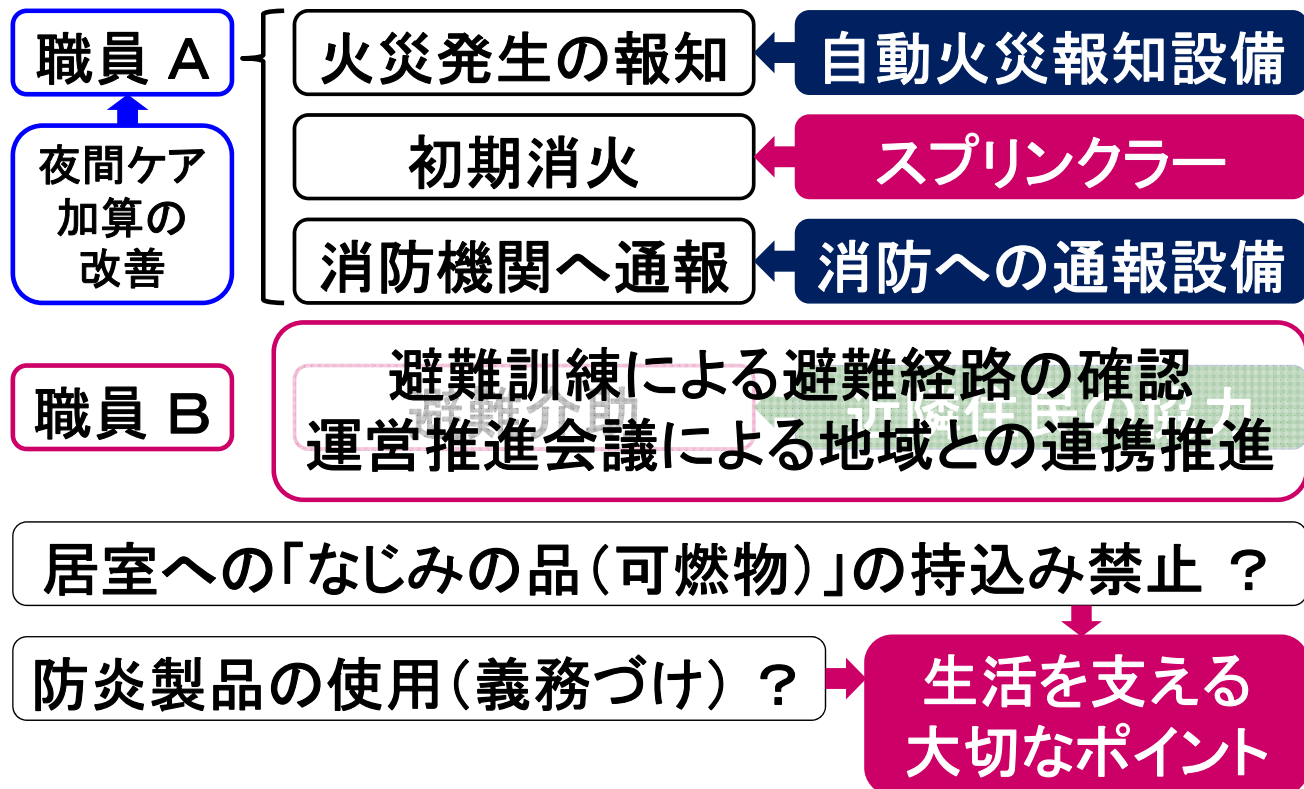
● 施設種別の職員配置数

	特養、老健、療養型	グループホーム
介護職員数	利用者3人に対して1人以上	利用者1.5人に対して1人以上
夜間の職員配置	基準：25人に対して1人以上 実際：50人に対して3人程度	基準：2ユニットに対して1人以上 実際：ユニット(9人)毎に1人

- グループホームは、現在、最も手厚い職員配置
- そこで、1人夜勤の体制を前提とすると...
 - ・ 火災の発生をできる限り早期に覚知し、
 - ・ 職員は、入居者の避難誘導に専念できるよう、
 - ・ 初期消火と消防機関への通報は、自動化することが望ましい

- ・ 火災報知設備、
- ・ 消防機関への自動通報装置、
- ・ **スプリンクラー** の設置義務づけへ

火災発生時に必要な行動と対策の考え方



消防法改正の動き

- 消防庁が、「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会議」を設置し、防火対策を検討
- ↓
- 消防法施行令の一部改正(平成21年4月1日施行)
 - 1 防火管理者の選任等
 - ・ 防火管理者の選任・届出、消防計画の作成・届出
 - ・ 火気管理、避難訓練等の実施
 - 2 消防用設備等の設置
 - ・ 自動火災報知設備(すべてのグループホーム、経過措置3年)
 - ・ 火災通報装置(すべてのグループホーム、経過措置:3年)
 - ・ スプリンクラー(275㎡以上のグループホーム、経過措置3年)
 - ・ 消火器(すべてのグループホーム、経過措置1年)

グループホームの活動と地域との連携

グループホームのケアの特徴

1. 利用者主体の生活支援と自己決定の尊重
2. 個人の歴史や生活スタイルを重視した支援
3. 家庭的な雰囲気大切に生活環境づくり
4. 利用者の「出来る力」を引き出す自立支援
5. 住み慣れた地域での生活支援



防火安全対策や避難訓練をきっかけにした地域との連携・交流

運営推進会議を有効に活用した地域住民との交流と
積極的な参加への呼びかけ

防火管理者の選任と責務

防火管理者とは・・・

防火管理者とは、火災発生の防止と被害を最小限に留めることを目的に、消防計画を立て、それを基に日常の火気管理、消防設備の適切な維持、消火・避難訓練などを遂行する監督者をいう。

防火管理者は、建物の種別により「甲種」と「乙種」の2種類に分類されます。延べ床面積に関係なく人員が10人以上となる(利用者+職員)グループホームは、甲種に該当します。資格を得るためには、2日間の講習会(所管の消防本部・消防などが主催する防火管理者講習)の受講が必要です。

防火管理者には、管理責任者としての重大な責務があります。

実際に火災が発生し、消防用設備の管理・点検や避難誘導などで

責任を問われた場合、業務上過失致死傷罪に該当する事例もあります。



防火管理者の仕事

防火管理者の仕事

1. 消防計画の作成と届出
2. 消火、通報および避難の訓練の実施
3. 消防用設備等の点検および整備
4. 火の使用または、取り扱いに関する監督
5. 避難または、防火上必要な構造および設備の維持管理
6. 利用者・職員の管理
7. その他防火管理上必要な業務

講習の受講は一回限りであるため、防火管理者は、意識的に最新の情報を収集・把握することを心がけましょう。避難訓練の検証時などに消防担当者から情報を得ることも有効です。



消防計画の策定と実施

消防計画は、防火・防災管理の基本方針です

消防計画に定める内容（例）

1. 計画の目的
2. 管理権限者および防火管理者の業務と権限
3. 消防との連絡等（消防へ報告・連絡する事項、防火管理業務資料等の整備等）
4. 火災予防上の点検・検査
（日常の火災予防、自主的に行う検査・点検、消防用設備等の法定点検、報告等）
5. 遵守すべき事項（従業員、防火管理者）
6. 自衛消防組織等について（組織の編成、活動内容、活動範囲等）
7. 休日、夜間の防火管理者体制
8. 地震対策について
（日常の地震対策、地震後の安全措置、地震時の活動等）
9. 防災教育について（実施時期、実施者、実施対象者、実施頻度等）
10. 訓練について

消火・通報・避難訓練の実施

通報・避難訓練は年2回の実施が義務づけられています
(そのうち1回は夜間を想定し、消防の検証を受けます)

訓練計画

地域住民への
参加の呼びかけ

訓練の実施

反省会と
計画の見直し

<ポイント>

- 全ての職員が、訓練を繰り返し体験する
- 一人ひとりの利用者の状態に応じて避難方法を考える
- 地域の人の参加を呼びかける
- 消防関係者に相談したり、意見を聞いたりする



喫煙管理

たばこの管理における留意点

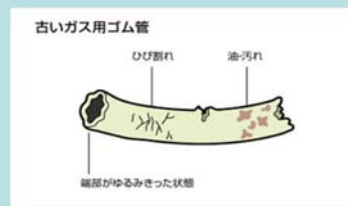
1. 灰皿には、いつも水を入れておく
2. 吸い殻は、こまめに捨てる
3. 寝たばこは、絶対にしない
4. 灰皿に、火のついたたばこを置いたままにしない
5. 安定した灰皿を使用する
6. 不燃材で覆われた部屋を、喫煙箇所にする



厨房(台所)設備・調理器具の管理

コンロを使用する時の留意点

1. コンロの側を離れる時は、必ず火を消す
2. コンロのまわりに、燃えやすい物を置かない
3. コンロに衣服を近づけない
4. 古くなったガスホースは使わない
5. コンロは壁から離して置く
6. コンロは、油かすが残らないようにこまめに清掃をする
7. 天ぷら油を使用する時は、職員全員が知っていること
8. IHコンロは、専用の鍋を使う。また、少量の天ぷら油で揚げものをしない



厨房(台所)設備・調理器具の管理



燃えやすいものは、コンロの上や近くに置かない



温度センサーなし

「温度センサー」が装備されていません。使用中はその場を離れないよう注意してください。やむを得ずその場を離れる時は、必ず消火してください。



温度センサーあり

「温度センサー」が付いていない側のバーナーを使用して天ぷら油火災が発生しています。揚げ物調理は必ず「温度センサー」が付いている側のバーナーを使ってください。

暖房設備・器具の管理

ストーブを使用する時の留意点

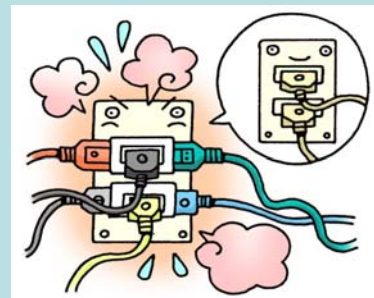
直接火が見えるストーブは、危険度が大変高くなります
次のように、正しく取り扱い安全を心がけましょう

1. ストーブをカーテンや家具に近づけない
2. 洗濯物をストーブの上に干さない
3. 部屋に誰もいないときは、ストーブを消す
4. 石油ストーブは、確実に火が消えてから給油する
5. 灯油であることを確かめてから、給油する
6. 給油後は、給油口のキャップを完全に閉めたことを確認する
7. ストーブをつけたまま、寝ない
8. ストーブのまわりに、スプレー缶を置かない
9. ストーブに点火したら炎の調整を確認する
10. 冬のシーズン前に、点検整備を行う

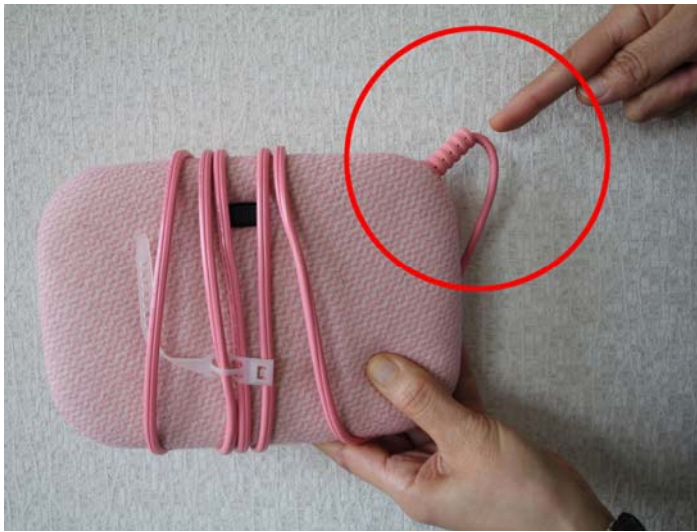
電気配線等の管理

電気製品を使用する時の留意点

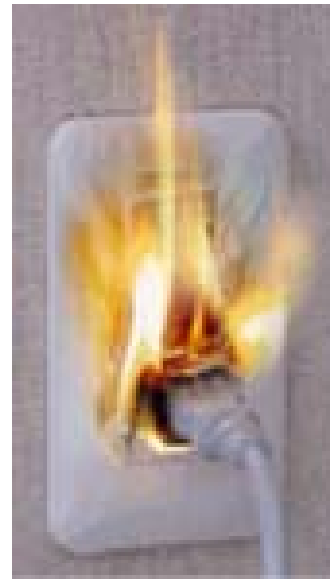
1. 本体とコードが接続している部分やコード内の芯線を傷めないように、コードを本体に巻きつけたり、コードを過度に折り曲げたり引っ張ったりしない
2. コードを束ねた状態やねじれた状態で使わない
3. 電源プラグは、根元まで確実に差し込み、使わない時はコンセントから抜く
4. 長期間の使用で芯線が切れていても、コードの外観に変化が見られないため、プラグやコードが発熱したり、異臭がしたりするなど、些細な異状に気づいたら使用を止め点検に出す
5. タコ足配線はしない
6. 電気コードを、家具などの下敷きにしない
7. 電気コードを、引っ張ってコンセントから抜かない



電気配線等の管理



電気器具の断線しやすい部分



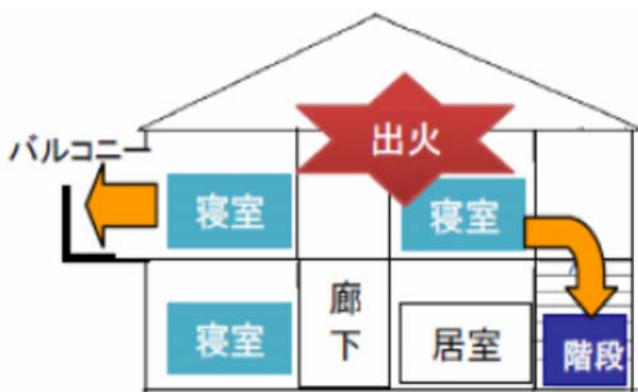
トラッキング

避難訓練

事前の準備

出火点の設定

職員・利用者の配置

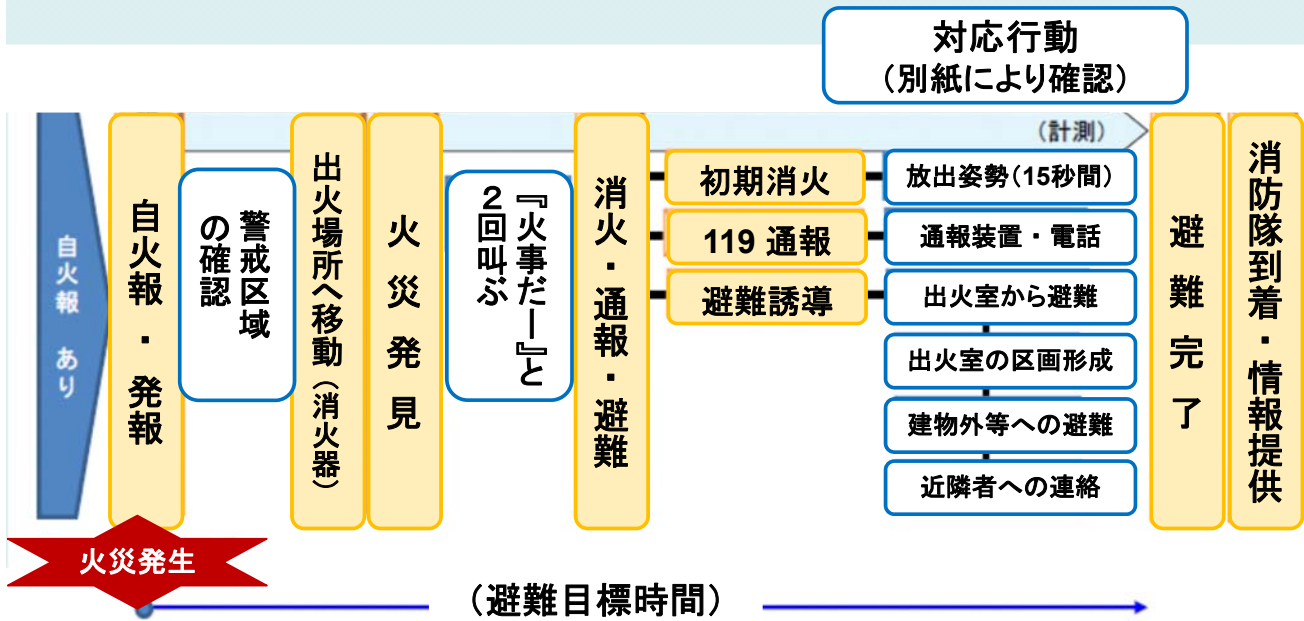


近隣協力者の参加の有無

避難場所・方法の確認

消防の助言により
避難目標時間の設定
(目標時間: 3~16分)

訓練の実施



火災通報装置発報等、訓練開始から避難完了までの目標時間を設定しておく

(出典)札幌市消防局による「認知症グループホーム等における安全安心対策報告書(平成22年10月)」の記述から引用(一部改編)

訓練後の評価

訓練結果の検証

- 対応行動は適切だったか
- どうすれば、より早く避難させられるか
- 器具の使用や家具の配置等で改善すべきところはないか

防火安全対策の充実・強化

- 繰り返し訓練による職員個々の能力向上、連携強化
- 近隣住民との連絡・協力体制の構築
- 消防用設備などの強化 など

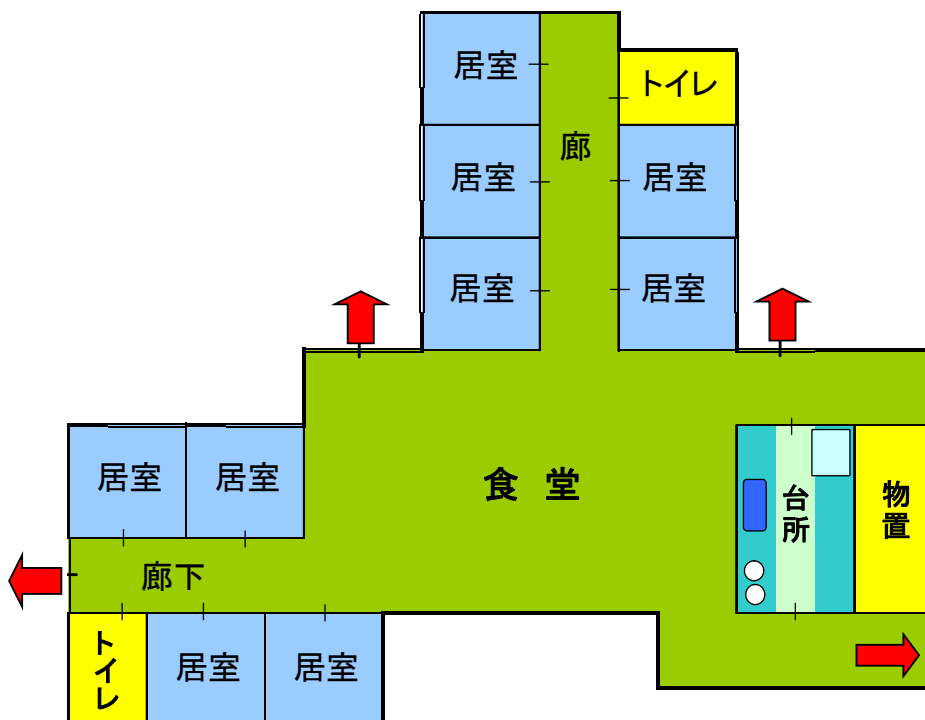
→ これらを消防計画に反映させる

(出典)札幌市消防局による「認知症グループホーム等における安全安心対策報告書(平成22年10月)」の記述から引用(一部改編)

避難訓練の実践例に学ぶ

- 撮影日:平成23年1月14日～15日
- 撮影場所:特定非営利法人グループホーム風花(愛媛県松山市)
- 撮影協力:
 - グループホーム風花の利用者・職員
 - 松山市南消防署消防隊
 - 町内会長および隣家、近隣の住民
 - 地域の老人クラブ(寿会)会員の皆様
 - 地域包括支援センター職員、民生委員 等
- 撮影・製作
株式会社シルバーチャンネル
- 訓練の場面設定
深夜23時頃、ユニットの台所で夕食に使用した油の処理をするため、廃油を加熱していたところ、利用者から呼ばれた職員がその場を離れている間に、油の温度が上昇して着火。
用を済ませて利用者の居室から出てきた職員が、台所の異変に気づいて初期消火を試みるが消火できず、消防に通報する。

グループホーム風花の平面図



グループホームの活動と地域との連携

グループホームのケアの特徴

1. 利用者主体の生活支援と自己決定の尊重
2. 個人の歴史や生活スタイルを重視した支援
3. 家庭的な雰囲気大切に生活環境づくり
4. 利用者の「出来る力」を引き出す自立支援
5. 住み慣れた地域での地域生活支援



防火安全対策や避難訓練をきっかけにした地域との連携・交流

運営推進会議を有効に活用した地域住民との交流と
積極的な参加への呼びかけ

(再掲)

運営推進会議の意義

地域に開かれたサービスの質の向上と、透明な運営の確保を図ることを目的に制度化された、大切な会議です。事業者側のみならず、地域住民の方にとっても、地域のニーズをサービスに活かせる有効な機会です。

- 情報を公開して、地域に開かれた事業所になるために
- 地域の人と一緒に、利用者の暮らしの質を高めるために
- 認知症ケアやグループホームの理解啓発を図るために
- 地域とのパイプ役として、地域づくりの拠点としての機能するために
- 認知症の地域の相談拠点として機能を発揮するために
- 職員自身が、地域のかや地域との関係の大切さ学ぶ機会として
- 行政・関係機関との連携による、顔の見える関係づくりのために

避難訓練・防災・防火訓練における、有効性にも期待

運営推進会議の活用

運営推進会議の場を活用して、グループホームや、地域の防火安全対策のあり方について、話し合ってみましょう。

ポイント

- 地域住民、消防関係者、行政関係者の参加を呼びかける
- 地域住民参加型の防災・避難訓練の実施を呼びかける
- 地域全体の問題や一人暮らしの高齢者の課題にも触れる
- 利用者の避難場所の確保について、一緒に話し合う
- グループホームの活動に地域住民の参加を呼びかける
- 危機的状況に、地域住民の協力が必要であることを伝える
- グループホームも、地域に貢献できる存在であることを伝える
- 市町村職員の役割を認識してもらう

地域との協力体制と役割分担を考える

緊急時の対応は、地域との日常的な協力関係が不可欠です

「助けてもらう」だけでなく、「地域の中のGHが出来ること」を示していくことも大切な関係づくりの1つです

グループホーム単独の
防火安全計画

地域全体で考える
防火安全計画

グループホームが
地域を見守る存在
であることのアピール

サービス評価の観点から確認したいこと

- グループホームの構造上の問題点

- 防災設備の整備状況

- ・ 火災報知設備
- ・ 消防機関への自動通報設備
- ・ スプリンクラー

- 防災製品の使用状況

- ・ カーテン、カーペット、シーツ、布団など

行政が確認すべきこと

- 万一の際、地域の人たちの支援を受けられるような、日頃からの関係づくりがどのように行われているか

- ・ 避難訓練に、地域の人たちの参加が得られているか
- ・ 運営推進会議で、災害対策が話し合われているか

地域密着型サービス サービス評価報告会

緊急避難場所として機能した事例

